

トラック輸送適正取引に関する 相談事例

不適正取引の相談事例

〔不適正取引相談事例〕

ケース 1

- メーカーの物流子会社から運送を受託している。
- ・運送契約以外の業務の提供をさせられており、適切な費用負担がなされていない。
- ・契約期間中に物流子会社の営業所の移転があり、その移転に関し、移転費及び運賃変更の十分な協議が行われていない。
- ・繁忙期における運賃加算に関する再三の要請に応じてもらえない。

ケース 2

- 荷主に対し、軽油価格の高騰により燃料サーチャージ制の導入を要請した。
- ・現行の運送依頼台数より減便した見積書の提出を強要され、減便された。

ケース 3

- メーカーの物流子会社から運送を受託している。
- ・荷主から依頼される運賃より一定率の手数料が差し引かれ、決算期には一方的に手数料が引き上げられた。
- ・運賃交渉は荷主と直接行うよう物流子会社から指示された。
- ・物流子会社から書面による支払条件の提示はなされていない。

ケース 4

○元請との間で運送契約を締結している。

- ・運賃の支払いとは別に、事務手数料という名目で契約した運賃額から一定率を値引きされている。
- ・強制的に契約金額から減額することは法律上問題があるので調査していただきたい。

ケース 5

○荷主は、運賃の範囲内で商品の荷役作業を元請に任せている。

- ・契約を締結するときに、荷主はトラック運転手がフォークリフトの免許を取得していることを運送条件とする。
- ・商品の積荷・積卸に関わる作業料金は、全く支払ってもらえない状況である。

ケース 6

○元請から高額事故サポート保険に加入させられた。

- ・事故保険制度の名目で、合意がないのに運送契約額の一定率を控除されている。
- ・下請は高額貨物を運送していないので、元請が利益を得ていることになる。
- ・自社で他の保険に加入できるにもかかわらず、親事業者の保険に無理に加入させられている。

・全般的に、相談者は問題事例として具体的に取り上げることが躊躇する傾向がある。

・国土交通省としては、公正取引委員会地方事務所、地方経済産業局及び下請かけこみ寺等と連携して相談に対応するとともに、下請・荷主適正取引推進ガイドラインの普及啓発に努めていく。